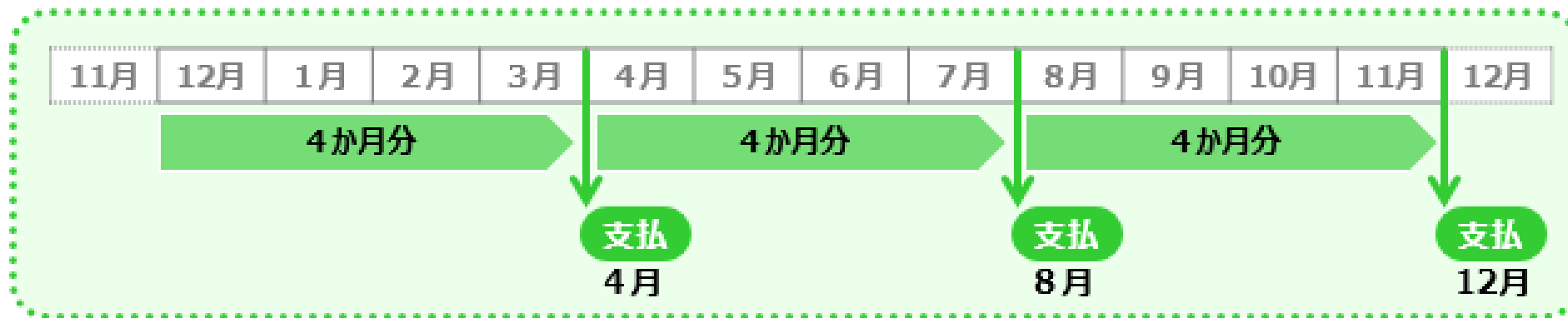


# 「児童扶養手当」支払回数の変更について

資料6

「児童扶養手当法」の一部が改正され、令和元年11月分の児童扶養手当から支払回数を 〈4か月分ずつ年3回〉 → 〈2か月分ずつ年6回〉 に見直します。

従来  
(3回払い)



改正後  
(6回払い)



# 「児童扶養手当」支払回数の変更について

## ■今後の支払予定

平成31年度（2019年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払

令和2年度（2020年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払	(現況届)	支払		支払		支払		支払

現況届出月は変更なし

支払月が変わる令和元年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が受給者に支払われます。

これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が受給者に支払われます。